

「森林の土地の所有者届出書」の提出要領

【届出書類】

- ①森林の土地の所有者届出書（必須）
- ②共有者共同届（新たな所有者となった共有者全員が共同で届け出る場合に提出）
- ③前所有者共有届（新たに所有することになった土地が共有の場合に提出）
- ④土地明細書（新たに所有することになった土地が6筆以上の場合に提出）
- ⑤国内連絡先（新たに所有者となった方が外国籍の場合に提出）

※上記①～⑤は、「作成支援ファイル」で作成できます。

各書類は押印不要です。

前所有者や所有権移転の原因が異なる場合は、別々の書類を作成すること。

【添付書類】

- 当該土地の登記事項証明書又は所有権の移転の原因を証明する書類（写しで可）
（登記事項証明書以外の具体例：登記完了証、土地売買契約書、贈与契約書、遺産分割協議書など） ※できる限り登記事項証明書又は登記完了証とすること。
- 土地の位置を示す図面（公図の写し等）
（公図の写しが困難な場合は、当該森林の位置がわかる大まかな図面でも可）

【届出日】

新たに土地の所有者になった日から90日以内に届け出ること。

※90日を過ぎても、なるべく所有権移転登記が完了した後に提出すること。

【届出人】

新たに土地の所有者になった者またはその代理人が届け出ること。

※行政書士は代理人になれますが、司法書士は代理人になれません。

新たに所有した土地が共有になる場合、共有者各自が自分の持分に応じて届出書を提出することも可能です。

元々が共有物件であり、その持分を新たに取得した場合は、新たに取得した者だけが届け出をすればよく、その者以外の共有者は届け出をする必要はありません。（別紙の「共有の届出のイメージ」を参考にしてください。）

【土地に関する事項】

地目に関係なく、すべての地番を記入すること。

※地域森林計画区域内の土地を把握できる場合は、その土地のみで構いません。（インターネットで「やまぐち森林情報公開システム」と検索することで地域森林計画区域内の土地かどうか調べることができます。調べ方がわからない場合やインターネットが使えない場合は、ご相談ください。）

【連絡先】

萩市林政課 ☎0838-25-4194

メールアドレス rinsei@city.hagi.lg.jp

【国土利用計画法の規定による届出との関係】

所有権の移転理由が売買等の有償譲渡の場合で、下記の基準に該当する場合は、地目に関わらず国土利用計画法の届出が必要となります。（所管は都市政策課）

<国土利用計画法の届出が必要な基準>

○市街化区域：2,000㎡以上

（萩市では市街化区域を設定していません。）

○都市計画区域：5,000㎡以上

（都市計画区域は、木間・三見・大井・島しょ部を除く旧萩市内のみ）

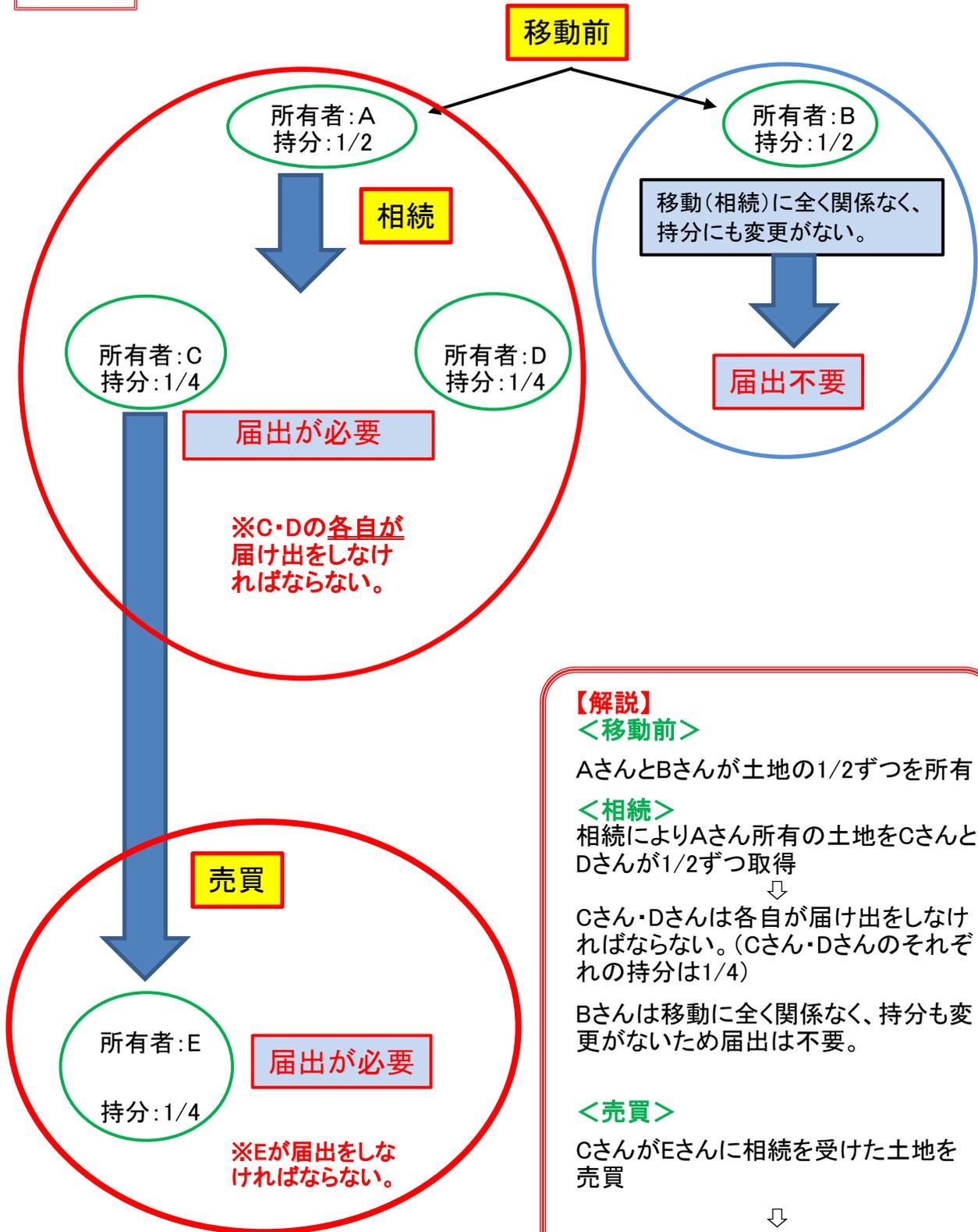
○その他の区域：10,000㎡（1ha）以上

（旧萩市内の木間・三見・大井・島しょ部及び旧川上村・旧田万川町・旧むつみ村・旧須佐町・旧旭村・旧福栄村）

国土利用計画法の届出をされた場合は、「森林の土地の所有者届出書」を提出される必要はありません。

ただし、国土利用計画法の届出の提出期限は契約締結日を含む2週間以内であり、それを過ぎると受理されませんので、「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です。

共有の届出のイメージ



【解説】

<移動前>

AさんとBさんが土地の1/2ずつを所有

<相続>

相続によりAさん所有の土地をCさんとDさんが1/2ずつ取得

Cさん・Dさんは各自が届け出をしなければ
ならない。(Cさん・Dさんのそれぞれ
の持分は1/4)

Bさんは移動に全く関係なく、持分も変
更がないため届出は不要。

<売買>

CさんがEさんに相続を受けた土地を
売買

Eさんが届出をしなければ
ならない。(E
さんの持分は1/4)

※相続や売買等により土地の所有者
や持分に移動が生じた場合は届出が
必要。所有権に移動がなければ(この
例ではBさん)届出不要。